

# ひとり親家庭の しおり



あなたを  
応援します



岐阜県

# ひとり親家庭の しおり

## ごあいさつ

「ひとり親家庭のしおり」は、母子家庭、父子家庭、寡婦のひとり親の方（以下、「ひとり親家庭等」という）が利用できる支援サービスや相談窓口をご紹介します。

仕事や子育て、生活の困りごとなど、ひとりで悩まず、本誌に記載の相談機関へお気軽にご相談ください。

※本誌は、令和6年4月1日現在の情報を記載しています。  
制度や内容については、変更される場合があるので、最新の情報はそれぞれの問合せ先でご確認ください。

# 目次

<b>I 各種相談について</b>	<b>1</b>
ひとり親家庭に関することについて相談したい。……………	1
養育費に関する相談、家計に関する相談など	
女性が抱える悩みについて相談したい。……………	1
子どもや子育てについて相談したい。……………	1
<b>II 仕事について</b>	<b>2</b>
働きたい。転職したい。就業に関する相談がしたい。……………	2
仕事のスキルアップをしたい。資格を取得したい。……………	2
高卒認定試験に合格して、収入アップしたい。資格取得に結び付けたい。……………	3
<b>III 住居について</b>	<b>4</b>
母子家庭で、居住先がなく困っている。……………	4
公営住宅に入居したい。……………	4
<b>IV 手当・貸付について</b>	<b>6</b>
ひとり親家庭に対する手当や貸付が知りたい。……………	6
<b>V ひとり親家庭への支援一覧</b>	<b>9</b>
<b>VI 主な相談窓口</b>	<b>13</b>
①総合相談……………	13
②県のひとり親福祉担当課……………	13
③県事務所、岐阜地域福祉事務所、 市町村のひとり親福祉担当課……………	13
④岐阜県男女共同参画・ 女性の活躍支援センター……………	16
⑤公共職業安定所（ハローワーク）……………	16
⑥岐阜県総合人材チャレンジセンター……………	17
⑦養育費等相談支援センター……………	18
⑧女性相談支援センター……………	18
⑨母子・父子福祉センター……………	18
⑩岐阜県精神保健福祉センター……………	18
⑪岐阜県発達障害者支援センター……………	19
⑫岐阜県女性健康支援センター……………	19
⑬岐阜市女性健康相談窓口……………	19
⑭日本司法支援センター（法テラス）……………	20
⑮岐阜県子ども・電話相談室……………	20
⑯子ども相談センター……………	20
⑰子どもの発育・発達・健康に関する相談……………	21
⑱子どものきこえに関する相談……………	21
⑲青少年 SOS センター……………	22
⑳教育相談……………	22
㉑子ども医療電話相談……………	22
㉒生活困窮者自立相談支援事業の窓口……………	23

# I 各種相談について



ひとり親家庭に関することについて相談したい。  
養育費に関する相談、家計に関する相談など

- ひとり親自立支援員、母子・父子自立支援員（以下「ひとり親自立支援員」とします）  
問い合わせ先 ▶ 13～15ページ

県（ひとり親自立支援員）及び市の福祉事務所（母子・父子自立支援員）において、ひとり親家庭等の生活、子育て、就業などの各種相談を受け付ける総合的窓口として、自立に向けた支援を行っています。

- 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター  
問い合わせ先 ▶ 13ページ

ひとり親家庭や寡婦の方で就業や自立を目指す方に対し、就業に関する相談、養育費に関する相談、子育てを含む生活全般の悩み相談など一貫した就業・自立に向けた支援サービスを提供しています。また、離婚を考えている方の相談も行っています。

## 実施事業

- 就業相談**… センターの就業相談員が、家庭の状況、職業の適性、就業への意欲形成などについて、相談に応じ、支援をしています。
- 養育費相談**… 養育費の取り決めや、養育費の支払いがなくなった場合など、養育費に関する相談支援をしています。
- 特別相談**… 離婚前後の養育費の確保、親権、親子交流、慰謝料や財産分与等の法律に関する問題に対して、弁護士による無料法律相談を行っています。（原則1回まで）
- 家計相談**… ファイナンシャルプランナーなどの専門家による、家計個別相談を行っています。
- 親子交流支援**… 離れて暮らすお父さんお母さんと子どもとの交流を支援します。
- こころの相談**… 就業や自立を目指す方の心の不調や健康に関して、臨床心理士等の専門家が相談に応じます。
- その他、就業や自立を目指すための生活面での様々な相談に応じています。

※岐阜市にお住まいの方は、内容が異なりますのでセンターにお問い合わせください。

女性が抱える悩みについて相談したい。

- 女性相談支援センター  
問い合わせ先 ▶ 18ページ

女性が抱える悩みや問題の解決方法を女性相談員等と一緒に考え、助言や情報提供を行うほか、心理カウンセリングなども行っています。また、配偶者からの暴力(DV)に悩む方(男女を問わず)からの相談に応じるとともに、必要な女性に対しては保護も行っています。

子どもや子育てについて相談したい。

- 子ども相談センター（児童相談所）  
問い合わせ先 ▶ 20・21ページ

悩みを持っている子ども自身や親などからの相談に応じています。また、児童虐待の通報も受け付け、迅速に対応しています。

児童相談所虐待対応ダイヤル  
189（いちはやく）





## II 仕事について

働きたい。転職したい。就業に関する相談がしたい。

### ●公共職業安定所（ハローワーク）

問い合わせ先 ▶ 16・17ページ

仕事と子育ての両立についての職業相談、職業紹介・情報提供に加え、保育関連の情報提供も行っています。予約制、担当者制となっており、きめ細やかなマッチングにより就業まで一貫して支援しています。

#### マザーズハローワーク

- 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行い、就業まで一貫して支援しています。
- 仕事と子育てが両立しやすい求人確保をしています。
- 子ども連れで来所しやすい環境を整備しています。

#### はびねすワーク・サポート事業

- 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行い、就業まで一貫して支援しています。
- 県、市町村と連携して、個々の状況、ニーズに応じたきめ細かな就労支援を行います。

### ●ひとり親自立支援員

問い合わせ先 ▶ 13～15ページ

ひとり親等の個々の状況を詳しく聞き取り、寄り添い型のきめ細やかな就業支援を行います。

### ●岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

問い合わせ先 ▶ 13ページ

キャリアアップや就業に結びつけるために必要な技能を習得するための「就業支援講習会」（介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、パソコン講座など）を実施しています（受講料は無料。テキスト代、検定・試験費用は別途実費負担）。また、就職準備などに関する基本知識の習得や不安解消を目的とした「就業支援セミナー」も実施しています。

※講習会、セミナーの内容は年度により異なりますので、センターにお問い合わせください。

仕事のスキルアップをしたい。資格を取得したい。

### ●自立支援教育訓練給付金事業

問い合わせ先 ▶ 13～15ページ

**対象者** 次の要件を満たす県内に住所を有する母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さんが対象になります。

- 1 児童扶養手当の受給者と同等の所得水準にあること。
- 2 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。

**対象講座** ・雇用保険制度の一般教育訓練及び特定一般教育訓練並びに専門実践教育訓練給付金に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座

**支給額等** 1 雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格を有していないもの

- ・対象教育訓練の受講のために支払った費用の60%に相当する額  
（その60%に相当する額が20万円をこえる場合の支給額は20万円）

※1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行いません。

- 2 雇用保険法による専門実践教育訓練給付金の受給資格を有していないもの

- ・対象教育訓練の受講のために支払った費用の60%に相当する額  
（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に40万円を乗じて得た額、この場合160万円を超えるときは、160万円）

※1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行いません。

- 3 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有しているもの

- ・上記額から雇用保険法による一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

※1万2千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行いません。

## ● 高等職業訓練促進給付金等事業

問い合わせ先 ▶ 13～15ページ

- 対象者** 次の要件を満たす県内に住所を有する母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さんが対象になります。
- 1 児童扶養手当の受給者と同等の所得水準にあること
  - 2 対象資格を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラム(一部資格については6月以上)を修業し、対象資格の取得が見込まれること
  - 3 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること
- 対象講座** 養成機関において1年以上(一部資格については6月以上)のカリキュラムが予定されている資格(例)看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、製菓衛生師ほか
- 支給額・期間** 高等職業訓練促進給付金
- 【支給額】月額100,000円(市町村民税非課税世帯)  
修業最終年次は月額140,000円  
月額70,500円(市町村民税課税世帯)  
修業最終年次は月額110,500円
- 【支給期間】修業期間に相当する期間(上限48月)  
※原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給します。
- 高等職業訓練修了支援給付金
- 【支給額】50,000円(市町村民税非課税世帯)  
25,000円(市町村民税課税世帯)
- 【支給期間】修了後に支給

## ● 高等職業訓練促進資金貸付事業

問い合わせ先 ▶ 13～15ページ

- 対象者** 入学準備金及び就職準備金…県内の高等職業訓練促進給付金の受給者  
住宅支援資金…児童扶養手当の支給を受けており、かつ母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者
- 貸付上限額** 入学準備金50万円、就職準備金20万円、住宅支援資金月額4万円以内
- 返還** 入学準備金及び就職準備金…資格取得した日から1年以内に取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業した場合は返還免除となります。  
住宅支援資金…1年以内に就職、又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業した場合は返還免除となります。

## 高卒認定試験に合格して、収入アップしたい。資格取得に結び付けたい。

## ● 高等学校卒業程度認定試験合格支援

問い合わせ先 ▶ 13～15ページ

- 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は子に対して、高等学校卒業程度認定試験の講座を受講し、これを修了したとき及び試験に合格した場合に、受講費用の負担を軽減するため、次のような給付金を支給しています。
- 対象者** 次の要件を満たす県内に住所を有する母子家庭のお母さんと児童及び父子家庭のお父さんと児童が対象になります。
- 1 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること。
  - 2 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の所得状況や労働市場の状況などから判断して、高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- 対象講座** 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信講座を含む)
- 支給額・支給の時期**
1. 受講開始時給付金  
対象講座の受講費用の4割(上限10万円 ※通学又は通学と通信併用の場合は20万円)
  2. 受講修了時給付金  
対象講座の受講費用の1割(1と合わせて上限12万5千円 ※通学又は通学と通信併用の場合は25万円)を講座受講修了時に給付します。
  3. 合格時給付金  
対象講座の受講費用の1割(1、2と合わせて上限15万円 ※通学又は通学と通信併用の場合は30万円)を受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目合格した時に支給します。

## III 住居について



母子家庭で、居住先がなく困っている。

### ●母子生活支援施設

問い合わせ先 ▶ 13～15ページ

居住先がない等の困難を抱えた母子家庭等が安心して子育てや生活ができるよう、入所を希望する母子家庭等を母子生活支援施設において保護しています。

公営住宅に入居したい。

### ●公営住宅

問い合わせ先 ▶ 4・5ページ

生活の安定を図るため、県営住宅、市町村営住宅へのひとり親世帯の優先入居制度を実施しています。

#### 県営住宅一覧

地区名	名称	住所	ひとり親家庭の優先入居の有無	問い合わせ先
岐阜地区	白木町	岐阜市白木町28番地1		○岐阜県住宅供給公社 県庁西出張所 TEL058-214-7058 岐阜県住宅供給公社 TEL0584-81-8503
	近の島	岐阜市大福町5丁目13番地1		
	◇加野	岐阜市加野3丁目2番	○	
	◇田神	岐阜市五坪2丁目1番		
	◇夕陽ヶ丘	岐阜市夕陽ヶ丘18番地1		
	◇尾崎	各務原市尾崎西町1丁目3番地、 2丁目1番地、3丁目1番地	○	
	◆北方	本巣郡北方町北方1857番地	○	
西濃地区	◇藤江	大垣市藤江町1丁目3番地1		○岐阜県住宅供給公社 TEL0584-81-8503
	◇荒崎	大垣市島町236番地1、208番地1	○	
	◇宮代	不破郡垂井町宮代1070番地4		
東濃地区	◇旭ヶ丘	多治見市旭ヶ丘8丁目29番地の3	○	岐阜県住宅供給公社 TEL0584-81-8503 ○東濃建築事務所 TEL 0572-23-1111
	◇泉北	土岐市泉が丘町3丁目1～3番地		
飛騨地区	◇赤保木	高山市赤保木1188番地	○	○岐阜県住宅供給公社 TEL 0584-81-8503 飛騨建築事務所 (書類の配布のみ) TEL 0577-33-1111

注) 1 ○印は、主たる問い合わせ先になります。なお、東濃・飛騨建築事務所の電話番号は、同事務所が入居している東濃西部総合庁舎、飛騨総合庁舎の代表番号となります。

2 ◇印の住宅には高齢者対応型住戸があります。

3 ◆印の住宅には身体障がい者用住戸、特定公共賃貸住宅があります。

4 北方住宅は、「ハイタウン北方」の愛称でも呼ばれています。

## ひとり親家庭・子育て世帯の優先入居を行っている市町村営住宅一覧

市町村名	名称等	住所	ひとり親家庭の優先入居の有無	子育て世帯の優先入居の有無	問い合わせ先
岐阜市	北一色団地	岐阜市北一色7丁目19番2号～5号	○	×	岐阜県住宅供給公社岐阜事務所 (岐阜市役所2階) TEL058-265-3900
	ハイツ桜木	岐阜市桜木町2丁目20番地	○	○※1	
多治見市	旭ヶ丘第2団地	多治見市旭ヶ丘8丁目29番地の96	※2		多治見市役所 本庁舎 建築住宅課 TEL0572-22-1312
	高根団地	多治見市高根町3丁目1-1			
	国京団地	多治見市姫町6丁目1番地の1			
	向島住宅団地	多治見市笠原町2455番地の306			
可児市	新兼山口住宅	可児市兼山88番地5	×	○	可児市建設部施設住宅課 TEL0574-62-1111
	城山住宅	可児市兼山1441番地13, 1448番地1, 1448番地5			
	柳栄住宅	可児市兼山115番地1			
山県市	サンセイス美山A棟	山県市岩佐636番地	○	○	山県市役所建設課 TEL0581-22-2111(内線250)
	サンセイス美山B棟	山県市岩佐636番地			
本巣市	南原住宅	本巣市曾井中島867番地3	○	○	本巣市役所 産業建設部 都市計画課 TEL058-323-7758
	神海住宅	本巣市神海1278番地21			
	天神前住宅	本巣市政田717番地			
郡上市	初納住宅A棟	郡上市八幡町初納9番地3	○	○	郡上市役所 建設部 都市住宅課 TEL0575-67-1814  ※3
	初納住宅B棟	郡上市八幡町初納14番地1			
	初納住宅C棟	郡上市八幡町初納14番地3			
	新中坪住宅	郡上市八幡町中坪99番地1			
	吉田住宅	郡上市八幡町初納1400番地			
	剣団地	郡上市大和町剣629番地			
	徳永団地	郡上市大和町徳永331番地			
	万場団地	郡上市大和町万場1866番地1			
	万場第2団地	郡上市大和町万場1867番地1			
	西第2団地	郡上市大和町河辺1062番地			
	剣第2団地	郡上市大和町剣203番地1			
	小向住宅	郡上市白鳥町為真201番地588			
	つつじヶ丘住宅	郡上市白鳥町為真1060番地1			
	白山住宅	郡上市白鳥町為真1191番地1			
	グリーンハイツ白鳥住宅	郡上市白鳥町為真163番地1			
	古屋団地	郡上市高鷲町鮎立3234番地1			
	中洞団地	郡上市高鷲町大鷲906番地			
上ノ山団地	郡上市高鷲町大鷲2220番地1				
下田住宅	郡上市美並町上田815番地1				
大矢住宅	郡上市美並町大原1308番地				
東野団地	郡上市和良町三庫4607番地				
養老町	町営押越住宅A棟	養老郡養老町押越6番地1	○	○	養老町役場 建設課 改良住宅対策室 TEL0584-32-5079
	町営押越住宅B棟	養老郡養老町押越48番地1			
	町営下高田住宅A棟	養老郡養老町高田698番地1			
大野町	町営住宅中之元北団地	揖斐郡大野町大字中之元876番地1	○ ※4	×	大野町役場 建設課 TEL0585-34-1111
川辺町	川辺東タウン	加茂郡川辺町比久見438番地4	○ ※4	×	川辺町役場 基盤整備課 TEL0574-53-2511
	川辺西タウン	加茂郡川辺町西栃井1785番地1		×	
七宗町	コーポロックタウン	加茂郡七宗町中麻生970番地1	×	○	七宗町役場 総務課 管財係 TEL0574-48-1111
御嵩町	板良住宅	可児郡御嵩町御嵩818番地1	○	×	御嵩町役場 総務防災課 行政管財係 TEL0574-67-2111

※1 募集戸数により割当が無い場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※2 募集戸数の概ね2割を特定目的の公営住宅として割り当てます。対象者(父子、母子、老人、多子、心身障がい者、生保世帯等)は、特定目的の公営住宅の抽選と一般募集住宅の抽選の2度の抽選機会が与えられます。詳しくは、お問い合わせください。

※3 左記以外にも優先入居の対象となる住宅がございますので、入居のお問い合わせは、郡上市役所 建設部 都市住宅課 (TEL0575-67-1814) までご連絡をお願い致します。

※4 1階部分のみ



## IV 手当・貸付について



ひとり親家庭に対する手当や貸付が知りたい。

### ● 児童扶養手当

問い合わせ先 ▶ 14～16ページ

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない父子・母子家庭等の生活の安定と自立促進のための手当を支給します。

※支給を受けるには一定の要件があります。支給額は変更する可能性があります。

〈手当月額〉R5.4現在

#### 児童が1人の場合

- 全部支給  
44,140円
- 一部支給  
44,130円から10,410円  
(10円単位で設定)

#### 2人目

- 全部支給  
10,420円加算
- 一部支給  
10,410円～5,210円  
(10円単位で設定)

#### 3人目以降 (1人につき)

- 全部支給  
6,250円加算
- 一部支給  
6,240円～3,130円  
(10円単位で設定)

### ● 母子父子寡婦福祉資金貸付金

問い合わせ先 ▶ 13～15ページ

※貸付申請をするにあたっては、所得要件等様々な基準を満たす必要があります。  
また、償還の意思や能力を確認するため、必ず面談が必要です。

① 子どもが大学(専門学校ほか各種学校)進学を希望しているので、お金が必要だ。

修学資金、  
就学支度資金、  
修業資金

② 事業を開始したり就職に必要な資格や技能を取得するために、自身が大学(専門学校)に入学したい。

技能習得資金

③ 技能習得のため学校へ通っているが、生活費が不足している。

生活資金

④ 住宅を購入・補修したい。

住宅資金

⑤ 就職し、通勤するために車を使わなければならないため、車を購入したい。

就職支度資金

⑥ 現在両親と同居しているが、仕事の都合によりアパートに引っ越す予定がある。

転宅資金

⑦ 就職に車の免許取得の必要があり、自動車学校へ通いたい。

技能習得資金、  
修業資金

⑧ 入院することになったが、医療費が払えない。

医療介護資金、  
生活資金

## 母子父子寡婦福祉資金 種類別一覧表

(令和5年4月1日から適用)

No	資金名	資金の概要	貸付対象者	区分	貸付限度額(円)	据置期間	償還方法	償還期間	利子	
									保証人有	保証人無
1	事業開始	新たに事業を開始するために必要な設備・什器・機械等の購入資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子・父子 福祉団体	4,890,000	貸付後1年	月賦	7年以内	無利子	1.0%
			母子・父子福祉団体	個人	3,260,000	貸付後1年				
2	事業継続	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備・什器・機械等の新たな購入資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子・父子 福祉団体	1,630,000	貸付後6ヵ月	月賦	7年以内	無利子	1.0%
			母子・父子福祉団体	個人	1,630,000	貸付後6ヵ月				
3	就職支度	母(父・寡婦)又は児童が就職するために必要な資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦	一般	105,000	貸付後1年	年賦	6年以内	母子家庭の母・ 父子家庭の父・ 寡婦	無 1.0%
			父母のない児童	特別 (自動車購入の場合)	340,000 自動車購入分 上記330,000円の うち235,000円				母子家庭の児童・ 父子家庭の児童・ 父母のない児童	
									不要(無利子)	
4	医療介護	母(父・寡婦)又は児童が医療又は介護を受けるために必要な資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 寡婦	医療	340,000	疾病治癒後又は 医療見込期間後 (介護終了又は 介護見込期間後) 6ヵ月	半年賦	5年以内 (介護の償還払いの 立て替えは1回払)	無利子	1.0%
			母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	特別	480,000					
			母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	介護	500,000					
5	技能習得	母(父・寡婦)が知識や技能を習得するために必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	一般	月額 68,000	期間満了後1年	半年賦	10年以内	無利子	1.0%
				特別	自動車運転免許取得の場合 460,000					
				一括	前納金高額等の場合 816,000					
6	生活	生活安定維持のために必要な資金 (1)技能習得中の母(父・寡婦) (2)医療者もしくは介護を受けている母(父・寡婦) (3)母子家庭(父子家庭)になって7年未満(生活不安定期)の母(父) (4)失業期間中の母(父・寡婦) (5)家計急変者の母(父)	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	技能習得	月額 141,000	医療介護、技能習得の据置期間 区分に準ずる	半年賦	10年以内	無利子	1.0%
				医療介護	月額 105,000					
				母子(父子)家庭となって7年未満の母(父)	月額 108,000					
				母(父・寡婦)が生計中心でないとき	月額 70,000					
				失業期間	貸付総額は240万円が限度 養育費取得のための 裁判費用 1,236,000					
家計急変者	児童扶養手当(全部支給)の範囲内	貸付後6ヵ月	半年賦	10年以内						
7	転宅	住居の移転に際し必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	-	260,000	貸付後6ヵ月	半年賦	3年以内	無利子	1.0%
8	住宅	母(父・寡婦)が現に居住する住宅の補修・改築や建設購入に必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	通常の増改築及び住宅取得	1,500,000	貸付後6ヵ月	月賦	6年以内	無利子	1.0%
				災害等の住宅全壊等	2,000,000	貸付後6ヵ月				

No	資金名	資金の概要	貸付対象者	区分	貸付限度額(円)	据置期間	償還方法	償還期間	利子	
									保証人有	保証人無
9	修学	児童(子)を高校、大学、専門学校等に就学させるために必要な授業料、通学費、学用品等の購入費、教科外活動費等に充てるための資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	各学校区分 (国立大学、私立高校など)	区分により異なるため ご相談ください。	卒業後6ヵ月	半年賦	10年以内 ※専修一般課程は5年以内	不要(無利子)	
10	修業	児童(子)が就職するために必要となる知識や技能を習得するために必要な授業料・材料費・交通費等に充てるための資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	一般	月額68,000	期間満了後1年	半年賦	6年以内	不要(無利子)	
				特別	自動車運転免許取得 460,000					
11	結婚	扶養する児童(子)の婚姻に際し必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	-	310,000	貸付後6ヵ月	半年賦	5年以内	無利子	1.0%
12	就学支度(修学)	児童(子)が高校、大学、専門学校、修業施設等に入学、入所する際に必要となる入学金、被服、靴、教材等の購入費等に充てるための資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	小学校	64,300	満15歳に達した日の属する学年終了後6ヵ月	年賦	10年以内 ※専修一般課程は5年以内	不要(無利子)	
				中学校	81,000					
				〈国公立〉 高等学校 高等専門学校 専修学校(高等)	自宅150,000					
				〈国公立・私立〉 専修学校(一般)	自宅外160,000					
				〈私立〉 高等学校 高等専門学校 専修学校(高等)	自宅410,000 自宅外420,000					
				〈国公立〉 短期大学 大学 専修学校(専門)	自宅410,000 自宅外420,000					
				〈私立〉 短期大学 大学 専修学校(専門)	自宅580,000 自宅外590,000					
				〈国公立〉 大学院 〈私立〉 大学院	380,000 590,000					
13	就学支度(修業施設)	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦の子 父母のない児童	中学卒業 高等学校卒業	自宅150,000	期間満了後6ヵ月	年賦	5年以内	不要(無利子)		
				自宅外160,000						
				自宅272,000						
				自宅外282,000						

※申請にあたっては、原則、連帯保証人を立てていただくようお願いをしています。

※修学資金や就学支度資金は日本学生支援機構奨学金など同種の奨学金制度による貸付を受けている方については、原則貸付の対象となりませんが、修学資金の場合特別分の差額を限度額として貸し付けることができます。



## V


## ひとり親家庭への支援一覧



支援区分	施策の種類	内容	問い合わせ先
相談支援	ひとり親自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭等の生活、子育て、就業等の各種相談を受け付ける総合的な窓口として、自立に向けた支援を行います。	市、県事務所、岐阜地域福祉事務所【13～15ページ】
	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談・支援	就業や養育費の相談などひとり親家庭等の方への支援を総合的にを行います。	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター【13ページ】
	巡回相談	児童扶養手当の現況届の時期に合わせ、巡回相談を実施します。	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター【13ページ】
	女性相談支援センターにおける相談・情報提供の実施	女性が抱える悩みや問題の解決方法を女性相談員と一緒に考え、助言や情報を提供するほか、心理カウンセリングなどを行いました。配偶者からの暴力(DV)に悩む方(男女を問わず)からの相談に応じるとともに、必要な女性に対しては保護も行っています。	女性相談支援センター【18ページ】
	子ども相談センターにおける相談・情報提供	悩みを持っている子ども自身、親などからの相談に応じます。また、児童虐待の通報も受け付け、迅速に対応します。	子ども相談センター【20・21ページ】
	民生委員・児童委員による地域における相談支援	民生委員・児童委員が担当区域のひとり親家庭等の相談に応じます。	市町村【14～16ページ】
就職支援	ひとり親自立支援員による就業相談	ひとり親自立支援員がひとり親等の個々の状況を詳しく聞き取り、寄り添い型のきめ細やかな就業支援をします。	市、県事務所、岐阜地域福祉事務所【13～15ページ】
	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就労支援	ひとり親等の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施等の就業サービスを行い、ひとり親家庭等の自立を支援します。	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター【13ページ】
	自立支援教育訓練給付金	雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した場合に、給付金を支給します。	市、県事務所、岐阜地域福祉事務所【13～15ページ】
	高等職業訓練促進給付金	ひとり親等が看護師や保育士など、経済的自立に効果的な資格取得を目的とする養成機関に1年以上(一部資格については6月以上)修業する場合に、高等職業訓練給付金及び高等職業訓練修了支援給付金を支給します。	市、県事務所、岐阜地域福祉事務所【13～15ページ】
	高等職業訓練促進資金貸付	県内の自治体を実施する高等職業訓練促進給付金の受給者に対し、入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内の貸付を行います。 また、児童扶養手当の支給を受けており、かつ母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている者に対し、住宅支援資金として上限月額4万円以内の貸付を行います。 入学準備金及び就職準備金については、養成機関を修了し、資格を取得した日から1年以内に取得した資格が必要な業務に従事し、5年間就業した場合は返還免除となります。 住宅支援資金については、1年以内に就職、又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業した場合は返還免除となります。	市、県事務所、岐阜地域福祉事務所【13～15ページ】
	高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親又は児童が高等学校卒業程度認定試験のための講座(通信講座を含む)を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	市、県事務所、岐阜地域福祉事務所【13～15ページ】



支援区分	施策の種類	内容	問い合わせ先
就職支援	ハローワークにおける予約制・担当者制の職業相談・職業紹介	仕事と子育ての両立についての職業相談、職業紹介・情報提供に加え、保育関連の情報提供も行います。予約制・担当者制となっており、きめ細かな支援により就業まで一貫して支援します。	ハローワーク 【16・17ページ】
	トライアル雇用奨励金	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、一定期間試行雇用する事業主に対して助成金を支給する制度により、その後の常用雇用へつながる支援をします。	ハローワーク 【16・17ページ】
	職場適応訓練	実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練を行った事業所への雇用にもつながる可能性があるため、受講の支援をします。	ハローワーク 【16・17ページ】
	公的職業訓練 (公共職業訓練(施設内訓練+委託訓練)・求職者支援訓練)	個々の雇用保険の給付状況や職業相談の経緯に応じ、技能修得を目的とした公的職業訓練の受講を指示し、早期再就職を促進するための支援をします。	ハローワーク 【16・17ページ】
	公共職業訓練の実施及びひとり親に対する訓練手当	公共職業訓練受講期間中の生活保障となる訓練手当の支給により、ひとり親の職業訓練の受講機会の拡大及び職業技能の習得を支援します。	県商工労働部 労働雇用課 058-272-8412
	出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン	児童扶養手当の現況届を提出する8月にハローワークとひとり親家庭等就業・自立支援センターが連携し、出張相談を実施します。	ハローワーク 【16・17ページ】
	ひとり親自立支援プログラムによる支援	個々の実情に合わせた総合的な自立支援プログラムを策定し、就業や就業後の支援を行います。	市、県事務所、 岐阜地域福祉事務所 【13～15ページ】 岐阜県ひとり親家庭等 就業・自立支援センター 【13ページ】
	県福祉人材総合支援センターにおける無料職業紹介	県社会福祉協議会における標記センターの「福祉のお仕事相談コーナー」及び定期的な県内各ハローワークへの出張相談窓口にて福祉の仕事への就職を支援します。	岐阜県社会福祉協議会 岐阜県福祉人材総合支援センター 058-276-2510
	介護福祉士等修学資金貸付制度	介護福祉士養成施設等に入学する方に対し修学資金の貸付を行います。資格登録後、県内の施設等で5年間(実務者研修施設は2年間)対象業務に従事すると返還免除となります。	岐阜県社会福祉協議会 岐阜県福祉人材総合支援センター 058-201-2261
	介護職員等再就職準備金貸付制度	離職した介護職員が対象となる県内の介護事業所・施設に介護職員として新たに勤務される場合、準備金として40万円以内の貸付を行います。再就職後、介護の業務に2年間従事すると返還免除となります。	岐阜県社会福祉協議会 岐阜県福祉人材総合支援センター 058-201-2261
	保育士就職支援資金貸付制度	潜在保育士が県内の保育所等に新たに勤務される場合、準備金として40万円以内の貸付を行います。未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付制度もあります。県内の保育所等で、2年間保育士として従事すると返還免除となります。	岐阜県社会福祉協議会 岐阜県福祉人材総合支援センター 058-201-1564
岐阜県総合人材チャレンジセンター事業	若年層から中・高齢者まで幅広い求職者の就職に関する相談にキャリアカウンセラーが対応し、就職に必要な基礎知識、就職活動のノウハウなどを提供します。職業紹介を行うハローワークを併設し、一体的に支援します。	岐阜県総合人材チャレンジセンター 【17ページ】	

支援区分	施策の種類	内容	問い合わせ先
子育て支援	保育所の優先入所	ひとり親家庭の児童の保育所の優先入所を支援し、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	市町村 【14～16ページ】
	放課後児童クラブ	仕事と子育ての両立支援及び児童の放課後の健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」のひとり親家庭の児童の優先入所を支援します。	市町村 【14～16ページ】
	多様な保育サービス	社会情勢や就業形態の多様化や、ひとり親家庭の様々なニーズに対応するため、市町村が実施する延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の特別保育や一時預かり事業を実施します。	市町村 【14～16ページ】
	子育て短期支援事業	保護者の疾病、疲労などによる身体的・精神的負担を軽減する必要がある場合や仕事等の理由により、一時的又は数日間の養育支援等のニーズが生じた際に、児童養護施設等で一時的に保護する短期入所生活援助(ショートステイ)事業や夜間養護(トワイライト)事業等を実施します。	市町村 【14～16ページ】
	地域の実情に応じた子育て支援サービスの実施	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世帯包括支援センターや、子育て中の親子の交流や育児相談を行う地域子育て支援拠点事業、子どもを預けたい人と子どもを預かる人が会員となり、育児について助け合うファミリー・サポート・センター事業等、地域の実情に応じた子育て支援サービスを実施します。	市町村 【14～16ページ】
生活支援	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援を実施します。 (※市町村によっては実施しておりませんので、詳しくはお住まいの市町村へお問合せください。)	市町村 【14～16ページ】
	子ども食堂	ひとり親家庭の子どもなど、支援の必要な子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくりとしての子ども食堂を実施・支援します。	子ども食堂を含む県内の子どもの居場所についてはQRコードよりご確認いただけます。 
	ひとり親カフェ	ひとり親等が抱える特有の悩みを当事者同士で共有し、相談し合うことで交流や情報交換を図る「ひとり親カフェ」を実施します。	岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター 【13ページ】
	ひとり親家庭等の日常生活支援	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、修学等や病気などの事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員の派遣等を行います。 (※市町村によっては実施しておりませんので、詳しくはお住まいの市町村へお問合せください。)	県、市町村 【13～16ページ】
	公営住宅の優先入居の推進	生活の安定を図るため、県営住宅、市町村営住宅へのひとり親世帯の優先入居制度を実施します。	問い合わせ先 【4・5ページ】
	DV被害者等の緊急一時保護	DV等を理由に、緊急保護を求める女性とその同伴児(者)を、遠隔地、深夜等の理由で女性相談支援センターへ移送することが困難である場合に、翌日等に女性相談支援センターの一時保護所等へ移送するまでの間、地域の委託施設で緊急一時保護を行います。	市、県事務所、岐阜地域福祉事務所 【13～15ページ】 女性相談支援センター 【18ページ】
	母子生活支援施設への入所保護	死別や離婚等により居住先がない、DVからの避難・保護などの困難を抱えた母子家庭等が安心して子育てや生活ができるよう、入所を希望する母子家庭等を母子生活支援施設において保護するとともに、自立促進のための体制づくりを福祉事務所等関係機関とも連携し、支援します。	市、県事務所、岐阜地域福祉事務所 【13～15ページ】

支援区分	施策の種類	内容	問い合わせ先
経済的支援	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給します。	市町村 【14～16ページ】
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業の実施	経済的自立の助成や生活意欲の助長を図るため、ひとり親家庭等に対して母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付を行います。	市、県事務所、 岐阜地域福祉事務所 【13～15ページ】
	福祉医療（母子家庭等・父子家庭）制度	病院等での医療費負担を軽減するため、市町村が実施する福祉医療（母子家庭等・父子家庭）があります。 ※母子家庭等…18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない母と当該児童及び父母のいない18歳到達後の年度末までの児童 父子家庭…18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父と当該児童	市町村 【14～16ページ】
	児童扶養手当受給者に対する旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書	生活の安定を図り、就業・修業支援を行うため、児童扶養手当受給者に対し、旅客鉄道株式会社の通勤定期乗車券の割引証明書を交付します。	市町村 【14～16ページ】
教育費支援	公立高等学校等就学支援金	公立高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための「就学支援金」（授業料相当額）を支給します。 ※国から交付された「就学支援金」を生徒に代わって県が受領し、授業料と相殺します。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。	在学している学校
	公立高等学校等奨学給付金	生活保護（生業扶助）世帯や道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯の高校生を対象に、授業料以外の教育費の負担軽減のため、返済義務のない給付金を支給します。	在学している学校
	私立高等学校等就学支援金	私立学校に在籍する場合、一定に収入額未満の世帯の生徒に対して、公立高校の授業料相当額を一律に助成するとともに、保護者等の収入に応じて一定額を上乗せして助成します。	在学している学校
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	保護者等の収入に応じて私立高等学校等就学支援金に上乗せして助成します。	在学している学校
	岐阜県私立高等学校等奨学給付金	生活保護世帯や道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯の高校生を対象に、授業料以外の教育費の負担軽減のため、返済義務のない給付金を支給します。	在学している学校
	日本学生支援機構奨学金	大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）で学ぶ学生に対し、奨学金の貸与を行っています。また、住民税非課税及びそれに準ずる世帯を対象に給付奨学金を支給します。	在学している学校
	岐阜県奨学金	大学・短期大学・高等専門学校・高等学校等で学ぶために、学生本人に貸与します。	在学している学校
国の教育ローン	大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校・海外留学で学ぶために必要な費用が融資されます。	日本政策金融公庫 岐阜支店 058-263-2136 多治見支店 0572-22-6341	



## VI 主な相談窓口



### 1 総合相談

ひとり親家庭支援を総合的に行っています。お気軽にご相談ください。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター	058-268-2569	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKB ふれあい会館第2棟9階	○	○	○	○	○
一般財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会	058-274-0494	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKB ふれあい会館第2棟9階	○	○	○	○	○

### 2 県のひとり親福祉担当課

名称	電話番号	住所
健康福祉部子ども・女性局 子ども家庭課	058-272-1111 (内線3553)	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

### 3 県事務所、岐阜地域福祉事務所、市町村のひとり親福祉担当課

ひとり親自立支援員からの相談窓口（県事務所・岐阜地域福祉事務所、市に設置）では、ひとり親家庭の方からの相談を受け付けております。

#### 1 県事務所、福祉事務所

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
岐阜地域福祉事務所福祉課	058-272-1929	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKB ふれあい会館第2棟4階	○	○	○	○	○
西濃県事務所福祉課	0584-73-1111 (内線481)	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎	○	○	○	○	○
揖斐県事務所福祉課	0585-23-1111 (内線243)	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎	○	○	○	○	○
可茂県事務所福祉課	0574-25-3111 (内線247)	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎	○	○	○	○	○
中濃県事務所福祉課	0575-33-4011 (内線258)	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎	○	○	○	○	○
東濃県事務所福祉課	0572-23-1111 (内線272)	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎	○	○	○	○	○



名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
恵那県事務所福祉課	0573-26-1111 (内線227)	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎	○	○	○	○	○
飛騨県事務所福祉課	0577-33-1111 (内線274)	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎	○	○	○	○	○

## 2 市

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
岐阜市子ども支援課	058-214-2396	〒500-8701 岐阜市司町40番地1	○	○	○	○	
大垣市子育て支援課	0584-47-7092	〒503-8601 大垣市丸の内2-29	○		○		
大垣市子育てなんでも相談室	0800-200-7114	〒503-0905 大垣市宮町1-1 サイトスクエア大垣内サイトアベニュー2階		○		○	
高山市こども未来部 こども家庭センター	0577-35-3179 (内線2911)	〒506-8555 高山市花岡町2-18	○	○	○	○	
多治見市子ども支援課	0572-22-1111 (内線2350)	〒507-8703 多治見市音羽町1-233	○	○	○	○	
関市子ども家庭課	0575-22-3131 (内線2131)	〒501-3894 関市若草通3-1	○	○	○	○	
中津川市子ども家庭課	0573-66-1111 (内線569)	〒508-8501 中津川市かやの木町2-5	○	○	○	○	
美濃市福祉子ども課	0575-33-1122 (内線153)	〒501-3792 美濃市1350	○	○	○	○	
瑞浪市子育て支援室	0572-68-2111 (内線161)	〒509-6195 瑞浪市上平町1-1	○	○	○	○	
羽島市子育て・健幸課	058-392-1111 (内線2524)	〒501-6292 羽島市竹鼻町55	○	○	○	○	
恵那市子育て支援課	0573-22-9137 (直通)	〒509-7292 恵那市長島町正家1-1-1	○	○	○	○	
美濃加茂市福祉課	0574-25-2111 (内線557)	〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1	○		○	○	
美濃加茂市子育て支援課	0574-25-1110	〒505-8606 美濃加茂市健康のまち一丁目2番地 みのかも健康プラザ内		○	○		
土岐市こども家庭課	0572-54-1111 (内線182)	〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口2101	○	○	○	○	
各務原市子ども家庭支援課	058-383-1111 (内線2715, 2716)	〒504-8555 各務原市那加桜町1-69	○	○	○	○	
可児市子育て支援課	0574-62-1111 (内線5551, 5552)	〒509-0292 可児市下恵土一丁目100番地	○	○	○	○	
山県市子育て支援課	0581-22-2111 (内線617)	〒501-2192 山県市高木1000-1	○	○	○	○	

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
瑞穂市子ども支援課	058-322-3022	〒501-0293 瑞穂市別府1288	○	○	○	○	
飛騨市子育て応援課	0577-73-2458	〒509-4292 飛騨市古川町若宮二丁目1-60	○	○	○	○	
本巣市福祉敬愛課	058-323-7752	〒501-1292 本巣市下真桑1000(真正分庁舎)	○	○	○	○	
郡上市児童家庭課	0575-67-1121 (内線1132)	〒501-4297 郡上市八幡町島谷228	○	○	○	○	
下呂市こども家庭課	0576-52-2882	〒509-2295 下呂市萩原町萩原1166-8	○	○	○		
海津市社会福祉課	0584-53-1111 (内線2221, 2222)	〒503-0695 海津市海津町高須515	○	○	○	○	

### 3 町村のひとり親家庭福祉担当課

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
岐南町子ども安心課	058-247-1344	〒501-6197 羽島郡岐南町八剣7-107		○	○		
笠松町福祉子ども課	058-388-1116 (内線244)	〒501-6181 羽島郡笠松町司町1		○	○		
養老町子ども課	0584-32-5078 (内線358)	〒503-1392 養老郡養老町高田798		○	○		
垂井町子育て推進課	0584-22-7506	〒503-2193 不破郡垂井町宮代2957-11		○	○		
関ヶ原町住民課	0584-43-1111 (内線161)	〒503-1592 関ヶ原町大字関ヶ原894-58		○	○		
神戸町子ども家庭課	0584-27-3111 (内線143)	〒503-2392 安八郡神戸町大字神戸1111		○	○		
輪之内町福祉課	0584-69-3111 (内線154)	〒503-0292 安八郡輪之内町四郷2530-1		○	○		
安八町福祉課	0584-64-3111 (内線244)	〒503-0198 安八郡安八町氷取161		○	○		
揖斐川町子育て支援課	0585-22-2791	〒501-0692 揖斐郡揖斐川町三輪133番地		○	○		
大野町子育て支援課	0585-34-1111 (内線162, 163)	〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野80		○			
池田町健康福祉課	0585-45-3111 (内線153)	〒503-2492 揖斐郡池田町六之井1468-1		○	○		
北方町福祉子ども課	058-323-1119	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1-1		○	○		
坂祝町こども課	0574-26-7111 (内線232)	〒505-8501 加茂郡坂祝町取組46-18		○	○		
富加町教育委員会こども課	0574-54-2111 (内線223)	〒501-3392 加茂郡富加町滝田1511		○	○		
川辺町住民課	0574-53-2511	〒509-0393 加茂郡川辺町中川辺1518-4		○	○		

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
七宗町健康福祉課	0574-48-1112	〒509-0492 加茂郡七宗町上麻生2152-1			○		
七宗町教育課	0574-48-1111	〒509-0492 加茂郡七宗町上麻生2442-3		○			
八百津町教育課	0574-43-2111 (内線2514)	〒505-0392 加茂郡八百津町八百津3827-1		○	○		
白川町保健福祉課	0574-72-2317 (内線367)	〒509-1192 加茂郡白川町河岐1645番地1			○		
白川町教育課	0574-72-2317 (内線333)	〒509-1192 加茂郡白川町河岐1645番地1		○			
東白川村保健福祉課	0574-78-2100 (内線620)	〒509-1392 加茂郡東白川村神土692番地2		○	○		
御嵩町福祉課	0574-67-2111 (内線2126, 2394)	〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩1239-1		○	○		
白川村村民課	05769-6-1311	〒501-5692 大野郡白川村鳩谷517		○	○		

#### 4 岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター

子育てや家庭と仕事の両立の相談を行っています。転職などに関する無料講座もありますので、「岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター」と併せてご利用ください。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	058-214-6431	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKB ふれあい会館第2棟9階	○	○			

#### 5 公共職業安定所(ハローワーク)

仕事と子育ての両立についての職業相談、職業紹介・情報提供に加え、保育関連の情報提供も行っています。予約制・担当者制となっており、きめ細かな支援により就業まで一貫して支援しています。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
ハローワーク岐阜	058-247-3211	〒500-8719 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎内	○				
ハローワーク大垣	0584-73-8609	〒503-0893 大垣市藤江町1-1-8	○				
ハローワーク揖斐	0585-22-0149	〒501-0605 揖斐郡揖斐川町極楽寺村前95-1	○				
ハローワーク多治見	0572-22-3381	〒507-0037 多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎内	○				

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
ハローワークプラザ可児	0574-60-5585	〒509-0214 可児市広見1-5 可児市総合会館1階	○				
ハローワーク高山	0577-32-1144	〒506-0053 高山市昭和町2-220 高山合同庁舎	○				
ハローワーク恵那	0573-26-1341	〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎1階	○				
ハローワーク関	0575-22-3223	〒501-3803 関市西本郷通4-6-10	○				
ハローワーク岐阜八幡	0575-65-3108	〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎内	○				
ハローワーク美濃加茂	0574-25-2178	〒505-0043 美濃加茂市深田町1-206-9	○				
ハローワーク中津川	0573-66-1337	〒508-0045 中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎1階	○				
シティーハローワーク各務原	058-371-3335	〒504-0912 各務原市那加桜町2-186 各務原市産業文化センター5階	○				
下呂地域職業相談室 (ふるさとハローワーク下呂)	0576-52-1365	〒509-2517 下呂市萩原町萩原1166-8 星雲会館4階	○				
ハローワーク岐阜 藪田サテライト	058-278-0525	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	○				
はたらき支援ルーム (児童扶養手当受給者等対象)	058-214-6157	〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所3階 生活福祉課内	○				
ワークプラザおおがき	0584-47-7571	〒503-8601 大垣市丸の内2-29 大垣市役所6階	○				
ワークサロンたかやま	0577-62-8468	〒506-8555 高山市花岡町2-18 高山市役所2階	○				

## 6 岐阜県総合人材チャレンジセンター



若年層から中・高齢者まで幅広い求職者の就職に関する相談にキャリアカウンセラーが対応し、就職に必要な基礎知識、就職活動のノウハウなど提供しています。「ジンチャレ!ぎふ」では、職業紹介を行うハローワークを併設し、一体的に支援しています。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
岐阜県総合人材チャレンジ センタージンチャレ!ぎふ	058-278-1149 ※電話での相談は行って おりません。	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2F	○				
岐阜県総合人材チャレンジ センタージンチャレ!ぎふ Jobステーション	058-214-3081 ※電話での相談は行って おりません。	〒500-8856 岐阜市橋本町1-10-1 アクティブG 2F	○				



## 7 養育費等相談支援センター

養育費や親子交流に関する相談に応じております。

名称	連絡先	相談種別				
		就業	子育て	生活全般	養育費	その他
<b>養育費等相談支援センター</b> (公式 HP) 	電話相談 03-3980-4108 0120-965-419 (携帯電話は使えません) 平日(水曜日を除く) 10:00～20:00 水曜日(祝日を除く) 12:00～22:00 土/祝日 10:00～18:00 メール相談 info@youikuhi.or.jp (迷惑メール拒否設定をされている方は、 受信可能な設定にしてください) チャット形式でも質問できます。 				○	

## 8 女性相談支援センター

夫等からの暴力や結婚・離婚、異性間のことについて相談に応じております。  
 DV相談は、男性被害者からの相談も受け付けています。ひとりで悩まず、ご相談ください。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
<b>岐阜県女性相談支援センター</b>	相談専用電話 058-213-2131 毎日9:00～24:00 ※平日の18:00～24:00 及び土・日・祝・年末年始 はDV相談のみ	— (面接相談は事前に電話予約が必要です)					○

## 9 母子・父子福祉センター

生活や子育てなどの相談に応じています。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
<b>高山市母子・父子福祉センター</b>	0577-35-0294	〒506-0053 高山市昭和町2-224		○	○		

## 10 岐阜県精神保健福祉センター

こころの健康や精神障がい、ひきこもりやアルコール・ギャンブル等依存症に関する相談機関です。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
<b>岐阜県精神保健福祉センター</b>	058-231-9724 (平日9:00～17:00)	〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内					○

## 11 岐阜県発達障害者支援センター

自閉症や注意欠如多動性障がいなどの発達障がいに関する相談機関です。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
岐阜県発達障害者支援センター	相談専用電話 058-233-5106 (平日9:00～16:00)	〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター内					○

## 12 岐阜県女性健康支援センター

思春期から更年期にいたる女性を対象に、女性の心身の健康に関する相談に対応しています。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
岐阜保健所	058-380-3004	〒504-0838 各務原市那加不動丘1-1					○
西濃保健所	0584-73-1111	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎					○
関保健所	0575-33-4011	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎					○
可茂保健所	0574-25-3111	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎					○
東濃保健所	0572-23-1111	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎					○
恵那保健所	0573-26-1111	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎					○
飛騨保健所	0577-33-1111	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎					○

## 13 岐阜市女性健康相談窓口

思春期から更年期にいたる女性を対象に、女性の心身の健康に関する相談に対応しています。(岐阜市にお住まいの方)

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
中市民健康センター	058-214-6630	〒500-8879 岐阜市徹明通2丁目18番地 柳ヶ瀬ガラスル35 3階					○
南市民健康センター	058-271-8010	〒500-8268 岐阜市茜部菱野1丁目75番地2					○

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
北市民健康センター	058-232-7681	〒502-0082 岐阜市長良東2丁目140番地					○
岐阜市健康増進課	058-252-7193	〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所内					○

## 14 日本司法支援センター（法テラス）

お困りごとの内容に応じ、関係の法制度や相談窓口に関する情報を無料でご案内します。  
また、ご利用条件を満たす場合、法テラスの無料法律相談制度もご案内します。  
詳しくはホームページ（<https://www.houterasu.or.jp/index.html>）をご覧ください。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
日本司法支援センター （法テラス）	0570-078374 平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 （日曜日、祝日及び年末年始は除く）	（法テラス岐阜） 〒500-8812 岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2階					○

## 15 岐阜県子ども・電話相談室

18歳未満の子どもに関する相談を対象とした電話相談室を開設しています。  
家族のこと、友だちのこと、どんな悩みでもかまいません。一人で悩まずに、気軽に相談してください。  
専門の相談員が話を聞きます。秘密は守ります。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
岐阜県子ども・家庭電話相談室	058-213-8080 0120-76-1152 平日(月～金) 8:45～21:00 土曜日 8:45～17:00 (祝日及び年末年始を除く)	— (電話相談になります)		○			

## 16 子ども相談センター

悩みを持っている子ども自身、親などからの相談に応じます。  
また、児童虐待の通報も受け付け、迅速に対応します。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
中央子ども相談センター	058-201-2111	〒502-0854 岐阜市鷺山向井2563-79		○			
西濃子ども相談センター	0584-78-4838	〒503-0852 大垣市禾森町5の1458の10		○			

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
中濃子ども相談センター	0574-25-3111	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610の1 可茂総合庁舎		○			
東濃子ども相談センター	0572-23-1111	〒507-8708 多治見市上野町5の68の1 東濃西部総合庁舎		○			
飛騨子ども相談センター	0577-32-0594	〒506-0032 高山市千島町35の2		○			
子ども相談センター SNS相談	親子のための 相談 LINE 	相談対応時間 平日 10:00～20:00 (年末年始12/29～1/3を除く) ※相談受付は24時間365日 ※相談は匿名(LINE上のアイコンと ニックネーム)でも可能		○			

## 17 子どもの発育・発達・健康に関する相談

子どもの発育・発達・健康に関する相談を行っています。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
子ども家庭支援センターぎふ 「はこぶね」	058-296-2172	〒502-0065 岐阜市長良森町1-11		○			
大野子ども家庭支援センター こころ	0585-35-2329	〒501-0515 揖斐郡大野町桜大門541		○			
子ども家庭支援センターとも	0575-24-1061	〒501-3932 関市稲口778-1		○			
子ども家庭支援センター麦の穂	0573-68-6858	〒509-9131 中津川市千旦林1468-7		○			
ひだ子ども家庭支援センター ばすてる	0577-37-1061	〒506-0058 高山市山田町831-43		○			

## 18 子どものきこえに関する相談

子どもの耳のきこえに関する専門相談や保護者支援等を行っています。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
きこえとことばの支援センター	058-271-3733 (乳幼児支援相談)	〒500-8488 岐阜市加納西丸町1-74 県立岐阜聾学校		○			○
岐阜県難聴児支援センター	058-230-6198	〒501-1194 岐阜県岐阜市柳戸1番1		○			



## 19 青少年 SOS センター

青少年や保護者の方の様々な悩み等の相談を受け付けています。

ひきこもり、いじめ、不登校、非行、友人関係、親子関係、不安、就労等の悩みなど電話相談はもちろん、メールやファックス、面談でも対応します。匿名による相談も可能です。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
岐阜県青少年 SOS センター	0120-247-505 24 時間 365 日受付 (20:00～翌朝 9:00 は 緊急のみ)	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKB ふれあい会館					○

## 20 教育相談

岐阜県教育委員会学校安全課教育相談係では、次のような子どもの教育相談に応じています。

「不登校や登校しぶり」、「教室に入れない」、「いじめや友人とのトラブル」、「親子関係」、「非行や情緒の問題行動」、「学校生活にかかわる問題」、「高校生の中途退学等の不安」など、まずはお電話ください。(匿名で相談できます。)

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
教育相談ほほえみダイヤル	0120-745-070 月～金 9:30～16:15 (祝日及び年末年始は除く)	— (電話相談になります)					○
24時間子供 SOS ダイヤル 子供 SOS24	0120-0-78310 夜間・休日・祝日を含めた 24 時間体制	— (電話相談になります)					○
岐阜県教育委員会 学校安全課教育相談係	058-271-3328 月～金 8:30～17:15 (祝日及び年末年始は除く)	〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1					○

## 21 子ども医療電話相談

休日や夜間のお子様の急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関を受診すべきかどうかについて、電話で専門の相談員に相談できる子ども医療電話相談を実施しています。

名称	電話番号	住所	相談種別				
			就業	子育て	生活全般	養育費	その他
子ども医療電話相談	# 8000 (携帯電話、固定電話のプッシュ回線) 058-240-4199 (その他電話)  月～金 18:00～ 翌朝 8:00 土曜、休日及び年末年始 8:00～翌朝 8:00	— (電話相談になります)					○

## 22 生活困窮者自立相談支援事業の窓口

「生活費に困っている」、「食べ物がない」、「家賃を払えない」、「住むところがない」、「病気で働けない」、「仕事が見つからない」等のご相談を受け付けています。

ご家族などまわりの方からの相談でも受け付けいたします。

### ① 県内町村にお住まいの方

名称	電話番号	住所	対象地域
岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口 (岐阜地域)	058-268-6187 (直通) (無料電話 0800-200-2536)	〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館3階 (支援窓口)または各町役場	岐南町、笠松町、 北方町
岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口 (西濃地域)	0584-83-2011 (直通) (無料電話 0800-200-2532)	〒503-0838 大垣市江崎422-3 西濃総合庁舎5階(支援窓口)また は各町役場	垂井町、関ヶ原町、 養老町、安八町、 神戸町、輪之内町
岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口 (揖斐地域)	0585-21-1811 (直通) (無料電話 0800-200-2537)	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎4階(支援窓口)また は各町役場	揖斐川町、大野町、 池田町
岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口 (中濃地域)	0574-24-3115 (直通) (無料電話 0800-200-2538)	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎4階(支援窓口)また は各町村役場	坂祝町、富加町、 川辺町、七宗町、 八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町、 白川村

### ② 市にお住まいの方

名称	電話番号	住所	備考
岐阜市 生活・就労サポートセンター	058-265-3777	〒500-8076 岐阜市司町40番地1 岐阜市役所3階	
大垣市 生活支援相談センター	0584-75-0014	〒503-0922 大垣市馬場町124番地 大垣総合福祉会館内1階	
高山市福祉サービス 総合相談支援センター	0577-35-3002 (直通)	〒506-8555 高山市花岡町2-18 高山市役所1階	
多治見市 生活相談センター	0572-24-3502	〒507-0041 多治見市太平町2-39-1 多治見市総合福祉センター2階	※市福祉課にも 相談員1名配置
関市 くらし・まるごと支援センター	0575-23-5444	〒501-3802 関市若草通3丁目1番地 関市役所福祉政策課内	
中津川市 生活相談センターういず	0573-66-1111	〒508-0045 中津川市かやの木町2番5号 中津川市健康福祉会館1階	
美濃市 福祉子ども課	0575-33-1122	〒501-3792 美濃市1350番地 美濃市役所1階	

名称	電話番号	住所	備考
瑞浪市生活困窮者 自立相談支援窓口	0572-68-4148(直通)	〒509-6123 瑞浪市樽上町1丁目77番地 市民福祉センター	
羽島市役所福祉課 生活困窮者自立相談支援窓口	058-392-1111	〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地 羽島市役所1階	
恵那市 生活・就労サポートセンター	0573-25-6424(直通) (社協) 0573-26-2214(直通) (市役所)	〒509-7201 恵那市大井町727-11 恵那市福祉センター	
美濃加茂市 心と暮らしの相談窓口	0574-25-2111 (内線341)	〒505-8606 美濃加茂市太田町3431-1 美濃加茂市役所西館1階	
生活・就労サポート土岐	0572-54-1357	〒509-5122 土岐市土岐津町土岐口2101 土岐市役所1階	生活困窮 支援窓口
各務原市 生活相談センターさぼーと	058-383-7610	〒504-0912 各務原市那加桜町2丁目163番地 各務原市総合福祉会館2階	
可児市生活サポートセンター	0574-61-2525	〒509-0207 可児市今渡682番地1 可児市福祉センター1階	
山県市生活困窮者 自立相談支援窓口	0581-22-6837	〒501-2113 山県市高木1000番地1 山県市役所1階	
瑞穂市社会福祉協議会 福祉総合相談センター	058-322-8668	〒501-0222 瑞穂市別府1283 瑞穂市総合センター2階	
飛騨市総合福祉課 地域生活安心支援センター	0577-73-7483	〒509-4221 飛騨市古川町若宮2丁目1-60 ハートピア古川1階	
本巣市社会福祉協議会 地域福祉課	058-320-0531	〒501-0401 本巣市上保1261番地4 糸貫ぬくもりの里	
郡上市 福祉相談支援センター	0575-88-9988	〒501-4607 郡上市大和町徳永585番地	
すまいるげろ	0576-23-0783	〒509-2202 下呂市森883-1 下呂福祉会館3階	生活サポート 相談センター
海津市 くらしサポートセンター	0584-52-1710 0120-108022	〒503-0695 海津市海津町高須515 海津市役所東館2階	





# あなたを応援します

## 岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター

〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館 第2棟9階

**TEL:058-268-2569 FAX:058-216-1883**

★開所日・時間／月～土曜日 午前9時～午後5時

※祝・祭日、年末年始を除く

★夜間(17時～20時まで)のご相談を受け付けております。

(1週間前までにご予約ください)

★電話・来所・メール・ズームでのご相談をお受けしています。

E-mail [shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp](mailto:shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp)

HP <https://shien-gifu.sakura.ne.jp/center.html>

Facebook <https://www.facebook.com/gifuhitorioyacenter>



HP



Facebook



LINE

**岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターは  
ひとり親家庭の皆様の仕事と子育ての両立を図るお手伝いをしています。  
離婚を考えている方のご相談にも対応しています。**

### ◆就業支援

\*あなたのお仕事探しをお手伝いします。

### ◆就業支援講習会

\*就業に必要な知識や技能の習得のための講習会を行っています。

\*介護や事務職に役立つ資格を取得できます。  
(受講料無料、テキスト代は実費)

### ◆就業支援セミナー

### ◆就業情報提供

### ◆養育費に関する相談・講習会

### ◆弁護士による無料法律相談

### ◆臨床心理士等による無料こころの相談

### ◆無料集中相談会

### ◆巡回相談(8月に相談員が市町村に伺います)

### ◆家計管理・生活支援講習会

### ◆ファイナンシャルプランナーによる無料家計個別相談

### ◆ほっとひといきひとり親カフェの開催

### ◆親子交流支援

**お気軽にご相談ください。**



岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター  
OKBふれあい会館 第2棟9階

### 交通アクセス

#### ●JR岐阜駅・名鉄岐阜駅から

岐阜バス 県庁経由  
「OKBふれあい会館」下車

#### ●JR西岐阜駅から

岐阜市コミュニティバス  
西ぎふ・くるくるバス  
「県民ふれあい会館前」下車

第2棟1階に  
ベビーカー使用者・  
妊婦用の優先駐車場  
もあります。